

第5 設立後の手続について

1 法人設立認可書

設立認可申請書の審査終了後、法人設立認可書を交付します。

これによって社会福祉法人の登記が可能になります。(社会福祉法第34条には「社会福祉法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。」と規定されており、法人設立の認可＝設立ではありません。)

社会福祉法人の設立の認可のあった日(認可日、認可書の到達した日)から2週間以内(組合等登記令第3条)に登記をしてください。

なお、法人登記については事前に所轄の登記所と十分相談の上、手続を行ってください。

2 登 記

登記事項は組合等登記令によって以下のとおり決められています。

《登記事項》

- ①目的及び業務 公益事業や収益事業を行う法人においてはそれらも登記すること。
- ②名 称 社会福祉法人〇〇〇〇会
- ③事務所 従たる事務所を置く法人においてはそれらも登記すること。
- ④代表権を有する者の氏名、住所及び資格 理事長を登記すること。
- ⑤存立時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由
委託事業のみを行う法人で、その事業が終了した場合は解散する旨の規定を定款上に定めている法人は、その規定を登記する必要があります。
- ⑥資産の総額 資産の総額については、毎会計年度終了後、毎事業年度末日から3か月以内に必ず変更登記を行う必要があります。

3 理事会・評議員会

定款附則に定めた評議員、理事、監事(、会計監査人)は、設立の認可後、定款に基づく選任手続にて選任する必要があります。

<理事・監事・評議員の選任の一例>

- ①理事会を開催
評議員選任・解任委員、評議員候補者、理事・監事候補者を選任
- ②評議員選任・解任委員会を開催
評議員を選任
- ③評議員会を開催
理事・監事、会計監査人を選任
- ④理事会を開催
理事長を選任

理事長選任後は2週間以内に登記を行う必要があります。

評議員、理事、監事の選任に当たっては、次の書類を備えておいてください。

これらの書類は、役員等の任期ごとに必ず備えるようにしてください。

<必要書類>

- ①評議員、理事、監事、職員名簿、②履歴書、③就任承諾書、④申立書(欠格事項非該

当)、⑤誓約書(反社会的勢力でないものであること)、⑥特殊の関係のある者等に係る申立書、⑦選任に係る議事録(評議員:評議員選任・解任委員会議事録、理事:評議員会議事録)、⑧その他

※任期の考え方について

定款には「選任後〇年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会終結の時まで」と記載がありますが、4月1日から3月31日までを1年度とし、選任された年度に〇年を加算した年度の定時評議員会終結時までとなります。

例:令和2年7月15日に理事に就任、定款では「～2年以内に終了する～」と記載されている場合

令和2年度に2年を加えた令和4年度の定時評議員会終結の時までが任期

4 財産移転・設立完了報告

設立登記を終えたら、先に締結した贈与契約により土地等の寄附を受領(法人設立後1週間以内)し、所有権移転登記等の手続を行ってください。

定款の認可書の交付を受けて1か月以内に、別紙1「社会福祉法人の設立について(報告)」を広島市長宛てに提出してください。

5 建物の完成・登記

建物が完成したら、建物の所有権保存登記を行ってください。

6 定款変更

建物の所有権保存登記が完了したら、先に提出している建物所有権保存登記等誓約書に基づき基本財産に編入する手続を行ってください。手続は、次のとおりです。

- ① 評議員会(理事会の議決事項としている場合は理事会でも決議を行う。)で同建物を基本財産に編入し、これに係る定款変更をすることを決議します。
- ② 別紙2「定款変更認可届出書」により、広島市長宛てに基本財産が増加した旨の届を提出してください。